

## 医療情報取得加算について

当院では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる体制を整えることで医療情報取得加算を算定しています。過去の受診歴・薬剤情報等を取得・活用し、より良い医療の提供に努めています。

マイナ保険証利用の有無にかかわらず

初診料

医療情報取得加算：1点（月1回）

再診料・外来診療料

医療情報取得加算：1点（3ヶ月に1回）

令和6年12月

南浜中央病院